

## 政令市における犯罪被害者等支援条例の条文

市名	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行	(参考)大阪府(全21条) 平成31年4月1日施行
条項の項目				
目的	<p>第1条 この条例は、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、及び市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等を支援していくための施策に係る基本的事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減に向けた施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、これを支える社会意識の形成を図り、もって市民が安全に安心して住み続けることができる互いに支え合う地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)に基づき、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、及び犯罪被害者等の心に寄り添い、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号。以下「法」という。)の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、基本理念を定め、並びに横浜市(以下「市」という。)、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定め、当該支援のための施策を推進することにより、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、もって市民が安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに府、府民、事業者及び民間支援団体の責務等を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減並びに犯罪被害者等の生活の再建を図るとともに、誰もが安心して暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。</p>
定義	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。 (3) 関係機関等 国、県、警察その他の関係機関、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体及び民間の団体その他犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。 (4) 事業者 次に掲げる者その他の事業を行う者をいう。 ア 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関(次号において「報道機関」という。) イ 犯罪被害者等を雇用する者 (5) 二次的被害 犯罪等により直接被害を被るもののほか、次に掲げる事由その他の事情により犯罪被害者等が正当な理由なく被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他の犯罪等に関する二次的な害をいう。 ア うわさを立てられること。 イ 人々から中傷されること。 ウ 報道機関から取材を受けること。 エ 報道されること。 オ 転居を余儀なくされること。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。 (2) 犯罪被害者等 法第2条第2項に規定する犯罪被害者等をいう。 (3) 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。 (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者で市内に住所を有するもの及びその家族又は遺族その他これらの者に準ずると市長が認める者をいう。 (3) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行う民間の団体をいう。 (4) 関係機関等 国、神奈川県、警察、犯罪被害者等の支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者をいう。 (5) 市民等 市内に住所を有し、勤務し、若しくは在学する者又は市内で活動を行う団体をいう。 (6) 事業者 市内において犯罪被害者等を雇用する者その他の市内で事業活動を行う者をいう。 (7) 二次被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害等をいう。 (8) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者等から再び受ける生命、身体、財産等の被害をいう。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにするための取組をいう。 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の者の無理解又は配慮に欠ける言動、インターネットを通じて行われる誹謗(ひぼう)中傷、報道機関による過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、私生活の平穩の侵害、経済的な損失その他の被害をいう。 五 民間支援団体 犯罪被害者等早期援助団体(犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第二十三条第一項に規定する団体をいう。以下同じ。)その他の犯罪被害者等支援を行う民間の団体をいう。</p>
基本理念	<p>第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の被る心身の苦痛、生活上の不利益その他の害の軽減及び回復に資するものであって、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。 (1) 犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われること。 (2) 犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう行われること。 (3) 市、市民、事業者及び関係機関等が、災害、犯罪及び事故から得た教訓並びにこれらの被災者</p>	<p>第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう配慮して行われなければならない。 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穩な生活を営むことができるようになるまでの間、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に途切れることなく行われなければならない。 3 市、市民、事業者及び関係機関は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することとならないようにするとともに、二次的被害の防止に最大限の配慮をしなければならない。</p>	<p>第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の人としての尊厳が重んじられるよう、配慮して行われるものとする。 2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、市、関係機関等、市民等及び事業者が相互に連携し、及び協力して推進するとともに、犯罪被害者等が再び平穩な生活を営むことができるよう、とぎれることなく行われるものとする。 3 市、関係機関等、市民等及び事業者は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害しないようにするとともに、二次被害及び再被害の防止に配慮するものとする。</p>	<p>第3条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されることを旨として推進されなければならない。 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、二次被害の有無等の犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われなければならない。 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。 4 犯罪被害者等支援は、国、府、市町村、民間</p>

市名 条項の項目	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行	(参考)大阪府(全21条) 平成31年4月1日施行
	又は被害者への支援活動から得た経験及び知識を生かし、相互に連携し、及び協力して推進すること。			支援団体その他の犯罪被害者等支援に関するものによる相互の連携及び協力の下で推進されなければならない。
市の責務	<p>第4条(市の責務及び支援)</p> <p>市は、基本理念にのっとり、関係機関等と連携し、第1条の目的を確実に達成するため、次に掲げる施策を実施しなければならない。</p> <p>(1) 犯罪等の被害(二次的被害を含む。以下この条及び第8条において同じ。)による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金の支給その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(2) 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(3) 犯罪被害者等のうち犯罪等の被害によりその心身に悪影響を受けるおそれがある子どもに対し、学習の支援その他の必要な支援を行うこと。</p> <p>(4) 犯罪被害者等の雇用の安定及び確保を図るため、必要な支援を行うこと。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、各種行政手続等において窓口の一元化を図るなどプライバシーの保護に努めるとともに、二次的被害が生じることのないよう犯罪被害者等の個人情報の適正な取扱いに最大限配慮しなければならない。</p> <p>3 第1項各号に掲げる施策を受けるための要件、手続その他必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>第4条</p> <p>市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援並びに支援を行う人材の確保及び育成を図るため、必要な施策を策定し、及び実施しなければならない。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援が円滑に実施されるよう、関係機関等と連携し、及び協力しなければならない。</p>	<p>第4条</p> <p>市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、及び実施するものとする。</p>	<p>第4条(府の責務)</p> <p>府は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、国、市町村及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p> <p>2 府は、市町村が総合的かつ計画的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、必要な情報の提供、助言その他の支援を行うものとする。</p>
市民の責務	<p>第5条</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を地域で支え合うことの重要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>第5条</p> <p>市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等の心情を尊重し、地域社会で孤立させないよう努めなければならない。</p> <p>2 市民は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>第5条(市民等の責務)</p> <p>市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等を地域社会で孤立させないように努めるとともに、市がこの条例に基づき実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めるものとする。</p>	<p>第5条(府民の責務)</p> <p>府民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
事業者の責務	<p>第6条</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況についての理解及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深めるとともに、二次的被害が生じることのないよう十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。</p>	<p>第6条</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等がその被害に係る刑事等に関する手続に適切に関与することができるように、その就労及び勤務について、十分に配慮するよう努めなければならない。</p> <p>2 事業者は、市が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>	<p>第6条</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の就労その他その犯罪等による被害に関し事業者に求められる各種手続等についても十分に配慮するよう努めるものとする。</p>	<p>第6条</p> <p>事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分に配慮するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。</p>
相談及び情報の提供等	<p>第7条</p> <p>市は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。</p> <p>2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行う窓口を設置するものとする。</p>	<p>第7条</p> <p>市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、関係機関との連絡調整を図るとともに、必要な情報の提供及び助言を行うものとする。</p>	<p>第7条(総合支援窓口の設置)</p> <p>市は、この条例に規定する支援を総合的に実施するための窓口を設置し、必要な識見を有する職員を置くものとする。</p> <p>第8条(相談、情報の提供等)</p> <p>市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪等により害を被</p>	<p>第9条</p> <p>府は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している法律問題その他の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。</p>

市名 条項の項目	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行	(参考)大阪府(全21条) 平成31年4月1日施行
		2 市は、犯罪被害者等の支援に関する相談を総合的に行うための窓口を設置するとともに、当該窓口専ら支援を行う者を置くものとする。	ったことにより直面している様々な問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言並びに関係機関等との連絡調整を行うものとする。	
精神的被害からの回復に向けた支援	第8条 市は、犯罪等の被害を受けたことにより発生した精神的被害から犯罪被害者等が早期に回復し日常生活を円滑に営むことができるよう、関係機関等と連携し、及び必要な施策を行うものとする。	第9条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた精神的被害から回復することができるよう必要な施策を講ずるものとする。	第9条(日常生活等の支援) 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、次に掲げる施策を行うものとする。 (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むための家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。 (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。 (3) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。 (4) 犯罪等により受けた精神的被害が早期に軽減し、又は回復することができるよう必要な支援を行うこと。 (5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置その他必要な支援を行うこと。	第10条(心身に受けた影響からの回復) 府は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講ずるものとする。
民間支援団体等に対する支援	第9条 市は、犯罪被害者等の支援に関する専門的な知識及び経験を生かし活動を行う民間の団体その他の犯罪被害者等の支援に関係する者(次条において「民間支援団体等」という。)に対して、その活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。		第13条(民間支援団体への支援) 市は、犯罪被害者等の支援において民間支援団体が果たす役割の重要性に鑑み、その活動の促進を図るため、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。	第16条(民間支援団体に対する支援) 府は、民間支援団体が適切かつ効果的に犯罪被害者等支援を推進することができるよう、犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
広報及び啓発	第10条 市は、犯罪被害者等が置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について、市民及び事業者の理解を深めるため、広報及び啓発を行うものとする。 2 市は、神戸市民の安全の推進に関する条例(平成10年1月条例第49号)第13条に規定する安全で安心なコミュニティ、民間支援団体等及び関係機関等と連携して、自他の人命、人々が共に生きる絆及び規範意識の大切さに関する啓発を行い、防犯に関する知識を普及させ、及び犯罪被害者等の支援活動に携わる人材を育成するように努めるものとする。	第10条 市は、市民及び事業者が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。	第14条(市民等への啓発活動等) 市は、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないようにするため、犯罪被害者等が置かれている状況並びに二次被害及び再被害の防止の重要性について市民等の理解を深めるよう、啓発活動その他必要な措置を講ずるものとする。	第15条(府民の理解の増進) 府は、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について府民の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
住居の提供等	【再掲】 第4条(市の責務及び支援) (2) 犯罪等の被害により、従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等に対し、一時的な住居の提供その他の必要な支援を行うこと。	第8条(経済的負担の軽減等) 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事等を行う者の派遣等必要な施策を講ずるものとする。 3 市は、犯罪等の被害を受けたことにより従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等	【再掲】 第9条(日常生活等の支援) (2) 犯罪等の被害により従前の住居に居住することが困難となった場合に、転居に要する費用の助成その他必要な支援を行うこと。	第十二条(居住の安定) 府は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、大阪府営住宅条例(昭和二十六年大阪府条例第四十五号)第二条第四号に規定する府営住宅への入居における特別の配慮、一時的な利用のための住居の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

市名	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行	(参考)大阪府(全21条) 平成31年4月1日施行
条項の項目		の居住の安定を図るため、一時的な住居の提供等必要な施策を講ずるものとする。		
雇用の安定	【再掲】 第4条(市の責務及び支援) (4) 犯罪被害者等の雇用の安定及び確保を図るため、必要な支援を行うこと。		【再掲】 第9条(日常生活等の支援) (5) 犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、関係機関等と連携して、犯罪被害者等が置かれている状況について事業者の理解を増進するための措置その他必要な支援を行うこと。	第13条 府は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深めるため、事業者に対する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。
経済的負担の軽減	【再掲】 第4条(市の責務及び支援) (1) 犯罪等の被害(二次的被害を含む。以下この条及び第8条において同じ。)による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、一時的な生活資金の支給その他の必要な支援を行うこと。	【再掲】 第8条(経済的負担の軽減等) 市は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害に係る経済的負担の軽減を図るため、支援金の支給等必要な施策を講ずるものとする。 2 市は、犯罪等の被害を受けたことにより日常生活を営むことが困難な犯罪被害者等に対して、家事等を行う者の派遣等必要な施策を講ずるものとする。	【再掲】 第9条(日常生活等の支援) (1) 犯罪等の被害により日常生活を営むための家事等の支援を要する場合に、適切なサービスが提供されるよう必要な支援を行うこと。 (3) 犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、一時的な生活資金の助成その他必要な支援を行うこと。	第14条 府は、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。
支援を行わないことができる場合	第11条(犯罪被害者等の支援を行わない場合) 市は、次に掲げる場合には、犯罪被害者等の支援を行わないものとする。 (1) 犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合 (2) 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合	第13条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。	第15条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他の犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。	
人材の育成		第11条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、相談、助言その他の犯罪被害者等の支援を行う人材を育成するための研修等必要な施策を講ずるものとする。	第12条 市は、犯罪被害者等の支援の充実を図るため、犯罪被害者等の支援を行う人材の育成に関する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。	第17条(人材の養成) 府は、犯罪被害者等支援の充実を図るため、相談、助言、日常生活の支援等の犯罪被害者等支援を担う人材を養成するための研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。
委任		第14条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。	第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	
その他の条項		第12条(意見の反映) 市は、犯罪被害者等の支援に当たっては、犯罪被害者等、有識者その他市民からの犯罪被害者等の支援に関する意見、要望等を把握し、市の施策に反映させるよう努めるものとする。	第10条(市内に住所を有しない犯罪等による被害者への支援) 市は、市内に住所を有しない者が市内で発生した犯罪等により害を被った場合には、その者が住所を有する地方公共団体と連携し、及び協力して、第8条に規定する支援を行うものとする。  第11条(総合的支援体制の整備) 市は、関係機関等と連携し、及び協力して、犯罪被害者等の支援を円滑に行うことができるよう、総合的な支援体制を整備するものとする。	第7条(民間支援団体の責務) 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、府が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。  第8条(犯罪被害者等支援に関する指針) 府は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する指針(以下この条において「指針」という。)を定めるものとする。 2 指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針 二 犯罪被害者等支援に関する施策 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援を推進するために必要な事項

市名 条項の項目	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行	(参考)大阪府(全21条) 平成31年4月1日施行
				<p>3 府は、指針を定めるに当たっては、あらかじめ、犯罪被害者等や府民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>4 府は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。</p> <p>5 前二項の規定は、指針の変更について準用する。</p> <p>6 府は、犯罪被害者等基本法(平成十六年法律第六十一号)第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画が変更されたときその他必要が生じたときは、指針の見直しを行う。</p> <p>7 府は、指針に基づく施策の実施状況について、毎年度、公表するものとする。</p> <p>第11条(安全の確保) 府は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>第18条(調査及び情報の収集) 府は、犯罪被害者等の意見の把握に努める等、犯罪被害者等支援に関する施策の充実に向けて調査及び情報の収集を行うものとする。</p> <p>第19条(被害者支援調整会議) 府は、犯罪被害者等早期援助団体及び関係市町村とともに総合的な犯罪被害者等支援を一体となって実施するため、被害者支援調整会議を設置する。 2 被害者支援調整会議は、民間支援団体その他の関係機関と緊密に連携し、犯罪被害者等が、当該関係機関のいずれに支援を求めた場合においても同様に必要とする支援が受けられるよう努めるものとする。</p> <p>第20条(個人情報の収集及び適切な管理) 府の実施機関(大阪府個人情報保護条例(平成八年大阪府条例第二号)第二条第五号に規定する実施機関をいう。)は、犯罪被害者等支援を行うに当たり必要な範囲内において、他の実施機関及び犯罪被害者等、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものから、犯罪等により被害を受けた事実その他の要配慮個人情報(同条第二号に規定する要配慮個人情報をいう。)を含む個人情報(同条第一号に規定する個人情報をいう。)を収集することができる。 2 府は、市町村、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に係るものとの連携協力のため、犯罪被害者等に係る個人情報を提供するときは、その職員、構成員等に対し、当該情報を府の職員に準じて適切に取り扱うよう求めるものとする。</p>

市名 条項の項目	神戸市(全11条) 平成25年4月1日施行 平成30年7月1日改正施行	名古屋市(全14条) 平成30年4月1日施行	横浜市(全16条) 平成31年4月1日施行	(参考)大阪府(全21条) 平成31年4月1日施行
				第21条(財政上の措置) 府は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な 財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。